主務大臣宛て

○年○月○日

（ＪＩＳ原案（又はＪＩＳ案）の申出（又

は提出）を行う者又はその代表者

**日本産業規格の制定／改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書**

　　【著作権者の名称。著作権者が複数の場合は全て記載。】（以下「本著作権者」という。）は、令和○○年度○○○委託費（○○○○）に関する委託契約書に基づく委託業務により作成された著作物としての日本産業規格【番号、名称を記載。】（以下ＪＩＳという。）の制定又は改正に係る申出に際し、当該ＪＩＳ原案（JIS案を含む。以下同じ。）が制定又は改正に至った場合の著作権の取り扱い等について、下記のとおり確認します。

記

1. 本著作権者は、申出のあったＪＩＳ原案がＪＩＳとして制定又は改正された場合、当該ＪＩＳ原案／同規格に係る著作権の帰属について、以下のレ印を記した扱いとする。

□ （１）本ＪＩＳ原案／同規格の著作権は本著作権者が保有する。

□　（２）本ＪＩＳ原案／同規格の著作権は国（主務大臣）に翻案権等全て譲渡する。

1. 本著作権者が本ＪＩＳ原案／同規格の著作権を保有する場合（１．（１）の場合）、以下の①から⑧までの全てに同意する。なお、国は、下記に掲げるほか、ＪＩＳの普及及び他の法令へのＪＩＳの使用に必要かつ適切な範囲において、ＪＩＳ原案／ＪＩＳにかかる本著作権者の著作権を制限することができるものとする。
2. 本著作権者は、日本産業標準調査会（以下「ＪＩＳＣ」という）における調査審議、世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定（ＷＴＯ／ＴＢＴ協定）に基づく意見受付公告、官報公示及び電子閲覧に伴うＪＩＳ原案／同規格の公表及び公衆送信を認める。
3. 本著作権者は、主務大臣による検討又はＪＩＳＣにおける調査審議の結果、主務大臣又はＪＩＳＣがＪＩＳ原案に対して修正・追加などの翻案（創造的なものを含む。）を行うことを認める。
4. 本著作権者は、申出のあったＪＩＳ原案がＪＩＳとして制定又は改正された場合、当該ＪＩＳを適切に普及しなければならない。このため、適当な第三者と契約等を行う等により、合理的な理由のない限り無差別に、かつ、適正な対価にて、当該ＪＩＳを出版及び公衆送信する。
5. 本著作権者は、申出のあったＪＩＳ原案がＪＩＳとして制定又は改正された後において、国（主務大臣）又は第三者が、当該ＪＩＳの改正案の申出を行うこと、及び、当該改正原案に当該ＪＩＳの全部又は一部を使用することを認める。

また、当該改正原案（又は当該改正案）が改正に至るまでに、当該ＪＩＳの改正により新たに発生する権利（二次著作権）を取得する国（主務大臣）又は第三者との間で著作権の必要な調整を行う。また、本著作権者は、申し出されるＪＩＳ原案（又は当該改正案）が他のＪＩＳの全部又は一部を使用している場合、申出に先立って、他のＪＩＳの著作権者と必要な調整を行う。

1. 本著作権者は、申出のあったＪＩＳ原案（又は当該改正案）がＪＩＳとして制定又は改正された後において、国（主務大臣）又は第三者が行う、当該ＪＩＳの全部又は一部を利用した国際提案を認める。

なお、ＪＩＳの国際提案（ＩＳＯ／ＩＥＣのＴＣ／ＳＣへの国際規格制定等のための新作業項目提案等）については、本著作権者が、国内審議委員会等におけるコンセンサスの形成を確保しつつ、自ら実施することが原則である。

1. 本著作権者は、当該ＪＩＳが法規類又はこれらに基づく技術基準、若しくは、調達基準その他これらに類するものに使用されることを認める。さらには、適正な普及のため特に必要とされる場合、当該ＪＩＳが技術内容を解説する図書に使用されることを認める。
2. 本著作権者は、当該ＪＩＳが適正に普及活用されるよう、その利用者が当該ＪＩＳの技術的内容の一部を当該利用者の社内規格等の一部として使用することを認める。

（注）ここでいうＪＩＳの使用とは、当該ＪＩＳの技術内容の社内規格等への適正な反映を図るための措置であり、単にＪＩＳを社内規格に置き換えることを意図しているものではない。その場合は、ＪＩＳの複製に当たる可能性があるので、本著作権者の許諾の必要性について注意が必要となる。

1. 本著作権者は、申出のあったＪＩＳ原案（又は当該改正案）がＪＩＳとして制定又は改正された後において、市場動向等を踏まえつつ**、**当該ＪＩＳが最適な技術的な内容を維持するよう、当該ＪＩＳの改正提案を行う等適正な維持管理を行う。
2. 本申出に係るＪＩＳ原案は次の著作物を基礎としており、本著作権者は、当該著作物の使用に関する許諾又は著作権の譲渡を原著作権者から受けている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 著作権者 | 制定年月日 | 種類、番号、名称等 | 当該著作物の利用等に関する許諾又は当該著作権の譲渡に関する説明 |
| （例）ASME | 1998.03.01 | 1998 ASME BOILER & PRESSURE VESSEL CODE　DIVISION　１ | 本文中の図及び表のＪＩＳ規格への使用に係る著作権使用許諾を取得（詳細別紙） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（本件に関する連絡先：○○○○　○○○○○　　電話番号及びe-mail）

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA４とする。